第二十号の三様式の表を次のように改める。

第二十号の三様式（提出用）（用紙日本工業規格Ａ４・草色）（第十条関係）



第二十号の三様式記載要領６を同様式記載要領７とし、同様式記載要領５の次に次のように加える。

６　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の５ロ、ハ又はホ（政令第45条の５において準用する政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第二十二号の二様式の表中「国際戦略総合特別区域」を「国家戦略特別区域」に改める。

第二十二号の二様式記載要領３中「第２条第12号の７の４」を「第２条第12号の７の２」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式別表六の表の改正規定は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日から施行する。